

打上げ施設の適合認定に関する
ガイドライン

平成 30 年〇〇月〇〇日 改訂第 1 版

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

改訂履歴

版数	制定日	改訂内容
初版	平成 29 年 11 月 15 日	新規制定
改訂第 1 版	平成 30 年〇〇月〇〇日	全面改訂

目次

1.	はじめに	2
2.	準拠文書	2
3.	用語の定義	2
4.	適用対象	4
5.	プロセス概要	4
5.1.	申請プロセス（申請～認定）	4
5.2.	標準処理期間	4
6.	打上げ施設の適合認定	6
6.1.	警戒区域の確保及び第三者の進入防止対策等	6
6.2.	発射装置の設置	7
6.3.	着火装置等の安全要求	9
6.3.1.	着火装置等に該当するもの	9
6.3.2.	2故障許容	10
6.3.3.	火工品の不慮着火を防止する対策	10
6.4.	飛行安全管理のための無線設備	11
6.4.1.	全般	11
6.4.2.	遅延時間の考慮	12
6.5.	重要なシステム等の信頼性及び冗長性	12
6.5.1.	重要なシステム等	13
6.5.2.	信頼性及び多重化	13
7.	変更の認定等	15
7.1.	変更の認定申請	15
7.1.1.	変更の認定申請の対象	15
7.1.2.	変更の認定申請の具体的な例	16
7.2.	変更の届出	16
7.2.1.	変更の届出の対象	16
7.2.2.	変更の届出の具体的な例	16
8.	本ガイドラインの見直し	16

1. はじめに

本ガイドラインは、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間」において定められた打上げ施設の適合認定に関する審査基準について、適合するための考え方や具体的手段の一例を示すものである。

本ガイドラインの制定に当たっては、国内外の基準等（ISO、FAA の基準等）を参考とした。

2. 準拠文書

準拠文書は、申請時点における最新版を使用すること。

- (1) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
- (2) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成 29 年内閣府令第 50 号）
- (3) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間

3. 用語の定義

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例によるほか、本文中の用語・略語は下記を意味するものとする。

- ・ 法
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
- ・ 規則
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成 29 年内閣府令第 50 号）
- ・ 審査基準
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間

- ・ 人工衛星
地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体。具体的には、地球観測衛星や測位衛星等の地球周回衛星、静止衛星、静止軌道以遠を含む宇宙空間を飛行する探査機、他の天体の周囲や地表にて活動する探査機（ローバー等）、再突入機、ダミーマス等が該当する。
- ・ 人工衛星等
人工衛星及びその打上げ用ロケット
- ・ 人工衛星等の打上げ
自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離すること。
- ・ 飛行中断措置
人工衛星の打上げ用ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該人工衛星の打上げ用ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置
- ・ 飛行安全管制
人工衛星等の打上げを終えるまで、全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等の落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に損害を与える可能性を最小限にとどめ、公共の安全を確保すること。
- ・ 無線設備
電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機
- ・ 発射装置
人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する装置
- ・ 打上げ施設
人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設

- ・ 故障等
故障、誤作動又は誤操作
- ・ 故障許容
故障があっても、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができること。
2 故障許容は、2つの故障等のいかなる組合せに対しても、ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができること。

4. 適用対象

打上げ施設について適合認定を受けようとする者は、その打上げ施設が型式別施設安全基準に適合している場合は、適合認定を受けることができる。

この場合において、対応するロケットは型式認定を受けていなければならない。

この適合認定を受けようとする者は、型式認定を受けた者や人工衛星等の打上げを行おうとする者と同じである必要はない。

5. プロセス概要

5.1. 申請プロセス（申請～認定）

申請者は、申請後の手戻り等を避けるため、申請の検討段階から内閣府宇宙開発戦略推進事務局（以下「事務局」という。）と事前調整することが望ましい。なお、事務局職員は、審査を円滑に行うことを目的として、必要に応じて申請者の事業所等に立ち入り、確認等を実施することがある。

5.2. 標準処理期間

1 箇月～3 箇月

標準処理期間は、申請書類の不備等がない場合の標準的な処理期間の目安である。

申請及び事前の相談は随時受け付け可能である。申請者は希望する打上げ施設の使用時期に十分な余裕をもって申請を行うこと。

なお、過去に同打上げ施設を使用した打上げ許可を受けたことがある等、実績のある打上げ施設の適合認定申請の場合は、審査に要する期間を短縮できる可能性が高い。効果的な申請書類の準備については、事前に事務局への相談を推奨する。

6. 打上げ施設の適合認定

法第六条（許可の基準）

二 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として人工衛星の打上げ用ロケットの型式に応じて内閣府令で定める基準（以下「型式別施設安全基準」という。）に適合していること又は第十六条第一項の適合認定を受けたものであること。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備から送信された当該人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星の打上げ用ロケットに向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法によりその位置を把握する機能を有する無線設備

ロ 人工衛星の打上げ用ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該人工衛星の打上げ用ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置（次号及び第十六条第二項第四号において「飛行中断措置」という。）を講ずるために必要な信号を当該人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備

6.1. 警戒区域の確保及び第三者の進入防止対策等

規則第八条（型式別施設安全基準）

一 打上げ施設が、当該打上げ施設の周辺の安全を確保できる場所にあり、かつ、重要な設備等に保安上適切な対策が講じられていること。

審査基準

1 警戒区域の確保及び第三者の進入防止対策等

- ・ 打上げに係る作業期間中の各段階に応じた適切な警戒区域を確保できる場所であること。
- ・ 打上げに係る保安上重要な設備、装置及び情報等について、セキュリティ対策に努めること。

- ・ 搭載される人工衛星を考慮した上で、「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」6.3.6項を満たす警戒区域を確保できる場所であること。また、保安物については、同ガイドライン6.3.1.1項の安全対策のうち、施設設備に関わる機能を満足する

ものであること。

- ・ 「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」6.3.1.2項に基づき、保安上重要な設備、装置及び情報に応じたセキュリティ対策を講ずること。当該対策は必要とされる期間、維持できること。

具体的な対策としては、フェンス、入退場管理システム、警備員による巡回、通信ネットワークに対するアクセス管理が考えられる。

保安上重要な設備、装置及び情報としては以下に関連するものとする。

- (1) 火薬類等の保安物の貯蔵所
- (2) ロケット、人工衛星の組立棟
- (3) 射点周辺
- (4) 飛行安全管制棟

例えば保安物の貯蔵所は、対象保安物の搬入から消費又は廃棄までが対象となる。

セキュリティ対策を講じていない期間中も本基準への適合状況に変更がないことを、打上げに使用する前に確認できる仕組みを講ずること。

例：飛行安全管制ソフトウェアの改ざん、不審物や不審な通路の設置がない 等

6.2. 発射装置の設置

規則第八条（型式別施設安全基準）

- 二 打上げ施設に、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及びその周辺の安全を確保する適切な発射を行うことができる装置を備えることができること。

審査基準

2 発射装置の設置

- ・ 打上げ施設に、ロケットに適合した常設又は可搬の発射装置を備えることができること。
- ・ 当該発射装置は、ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する適切な発射を行うことができるものであること。

発射装置は、ロケットの発射機能を発揮できる状態にある装置をいうものとする。例えば、H-IIA ロケットを組立棟から射点まで運搬する移動発射台単体では該当せず、これを射点に設置して発射に係る各種配管や電気系統等を接続した状態が発射装置となる。

(1) ロケットに適合した発射装置

発射装置は、型式認定を受けたロケットに適合した機械的、流体的及び電氣的インタフェース機能を有するものであるとともに、ロケットの特性（推進薬種類、機体制御方式等）に応じた安全に関する機能は、ロケットの打上げ前までに適切な方法で検証されていること。安全に関する機能の主要な事項の例を以下に示す。ただし、例えば飛行中断等の手段により下記の事項を考慮しなくてもよい場合は、この限りでない。

- ① 発射装置は、打上げ施設の自然環境のもと、ロケットの点検時及び打上げ時にロケットの支持・起立状態を機械的に安全に保持できる適切な強度・剛性を有するものであること。
- ② 発射装置は、打上げ時におけるロケットの射座分離又はランチャー離脱がロケットに安全上有害な影響を与えない機構と構造を有するものであること。
- ③ 高圧ガス・液体推進薬供給設備は、高圧ガス・液体推進薬のロケットへの供給に際し、それらの圧力、温度及び流量等がロケットの供給条件に対し適切であるとともに、ロケットの推進薬タンク、高圧ガス気蓄器等から排出される流体を適切に安全に排液・排気でき、ロケットを危険な状況にさらすことのないものであること。
- ④ 打上げ時に切り離される高圧ガス・液体推進薬供給設備は、打上げ時にそれら系統内に残留する流体が噴出し、ロケットに安全上有害な影響を与えることのないものであること。

(2) 飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保

① 安全な打上げの実施

- ・ 発射装置へのロケット設置以降、当該発射装置の健全性をモニタできるとともに、発射カウントダウンシーケンス中に打上げ不可と判断された際に当該シーケンスを中断し、搭載火工品関連機器の電源オフや液体燃料の排出等の安全化処置を実施できること（6.3.2項も考慮のこと。）。
- ・ 当該発射装置は、発射時のブラストから生じる高温や風圧によって飛行経路に異常が生じないなど、ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する適切な発射を行うことができるものであること。
- ・ 空力安定飛行するロケットにおいて発射方位や仰角の設定不良が安全上の問題を引き起こすことがないように、当該発射が必要な精度で設定及び確認可能であるとともに、想定される範囲の突発的な強風やロケット打上げの衝撃により許容できない誤差を生じることのないものであること。

② 射点事故の防止

- ・ 発射装置は、発射時のブラストから生じる高温や風圧が貯蔵中の推進薬や火工品等の保安物に影響しない場所に設置すること。また、発射装置の周辺は可燃物を避け

- るか、発射後、遠隔又は自動にて速やかに消火活動を実施できること。
- ・ 避雷針を設置し、直撃雷の落雷によるロケット（射点にて推進薬を充填する場合は充填ラインを含む）への被害を防止する仕組みを講ずること。また、適切な接地を行うことにより近傍の落雷による影響を最小限に留めるとともに、静電気による事故を防ぐこと。なお、運用により同等の安全性を確保する場合は、その方法を示すこと。

6.3. 着火装置等の安全要求

規則第八条（型式別施設安全基準）

- 三 人工衛星の打上げ用ロケットに使用する着火装置等に係る重要なシステム等の故障等があっても、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる措置が講じられていること。

審査基準

3 着火装置等の安全要求

- ・ 2つの故障等のいかなる組合せに対しても、ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保できる措置が講じられていること。なお、当該措置は、ロケットでの措置を含めてもよい。
- ・ 講じられている措置のうち、2以上の措置は常に状態を把握できること。
- ・ 雷の迷走電流等による火工品の不慮着火を防ぐために必要な対策が講じられていること。
- ・ 周囲の電磁波等の影響によって、容易に故障等を生じない対策が講じられていること。

6.3.1. 着火装置等に該当するもの

- ・ 液体ロケット、固体ロケットを着火するシステム
- ・ 飛行中断システム（指令破壊システム、早期分離の際の破壊システム）
- ・ 分離システム（段間部分離システム、フェアリング分離システム、補助ブースター等の分離システム）

上記のうち、コマンド送信により当該イベントを発生させる等、打上げ施設がシステムの一部を構成する場合は対象となる。ただし、飛行中断システムと分離システムのうち、飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全の確保に関係しないといえるものについては、この限りでない。ロケット発射後の飛行中断システムについては、6.5項での措置を考慮できる。

6.3.2. 2 故障許容

2 故障許容を満足するために独立した 3 つ以上の対処手段を設ける必要がある。このうち、2 つ以上の対処手段は常に状態を把握できること。なお、当該対処手段はロケットでの措置を含めてもよい。対処手段の具体的な例は以下のとおり。

- ・コネクタを用いた物理的遮断
- ・ソフトウェアによる入力信号の遮断
- ・液体ロケットのバルブの開放防止手段。なお、例えばバルブの駆動電源、駆動信号が独立している場合は、2 つの対処手段と数えられる場合がある。
- ・警戒区域内への第三者立入制限（ロケットの発射前に限る）
- ・異常検知時の非常停止

なお、ソフトウェアにより対処手段を講ずる場合には、当該ソフトウェアの動作説明に加え、検証計画及び検証結果を示すこと。

打上げに向けて対処手段の解除が不可避なものについては、発射直前の解除は許容される。ただし、当該対処手段の健全性や周辺からの人払いにより解除しても事故に至らないことを確認できた場合に限り、解除可能なものとする必要がある。ロケットにてあらかじめ明確にされた対処手段解除の計画に対し、確認手段を打上げ施設側で持つ場合は必要な措置を講ずること。また、可能な限り、問題が認められた際にいつでも解除の中断、安全な状態への復帰が可能な措置とするよう配慮すること。

上段エンジンの点火等、発射前の解除がロケット打上げに必須でないものについては、極力当該イベント発生直前に解除する手段を講ずること。

6.3.3. 火工品の不慮着火を防止する対策

火工品に関するシールド対策の例を以下に示す。

- (1) 点火回路は、完全にシールドする若しくは起爆装置からそのシステムのシールドされた部分に進入する電磁波を除去するフィルタ又は吸収装置までシールドする。
- (2) シールドは、ケーブルコアの絶縁体の表面積の 85%以上をカバーする。
- (3) シールドは、コネクタのバックフェースの端末を含んでギャップ又は不連続部がないよう設計する。
- (4) 接続部で終端されたシールドは、そのシールドの周囲 360° にわたり接合されているようにする。
- (5) 起爆装置において物理的に接続部を持つ全ての金属部分は、直流電流に対し 2.5mΩ 以下のボンディングとする。
- (6) 火工品の点火回路、コントロール回路及びモニタ回路は、お互いにシールドする。

- (7) 各回路は、電磁波に対して火工品点火回路に誘起される電力を少なくとも火工品の最大不着火電力の 20dB 以下に設計する。

6.4. 飛行安全管制のための無線設備

規則第八条（型式別施設安全基準）

四 飛行安全管制（人工衛星等の打上げを終えるまで、全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等の落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に損害を与える可能性を最小限にとどめ、公共の安全を確保することをいう。以下同じ。）や飛行中断措置を講ずるために必要な、次に掲げる無線設備を打上げ施設に備えることができること。ただし、飛行安全管制や飛行中断措置を講ずるために次に掲げる無線設備を備えるその他の場所を使用する場合は、この限りでない。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を電磁波その他を利用して受信する方法により把握する機能を有する無線設備

ロ 人工衛星の打上げ用ロケットが飛行中断措置を信号を受信することにより行う場合においては、当該飛行中断措置を講ずるために必要な信号を送信する機能を有する無線設備

審査基準

4 飛行安全管制のための無線設備

- ・ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を電磁波その他を利用して受信する方法により把握する機能を有する常設又は可搬の無線設備を打上げ施設に備えることができること。ただし、当該機能を有する無線設備を備えるその他の場所を使用する場合は、この限りでない。
- ・ロケットの飛行中断措置の方法が信号を受信することにより行う場合においては、当該飛行中断措置を講ずるために必要な信号を、直接若しくは他の無線設備を経由してロケットの無線設備に送信する機能を有する常設又は可搬の無線設備を打上げ施設に備えることができること。ただし、当該機能を有する無線設備を備えるその他の場所を使用する場合は、この限りでない。

6.4.1. 全般

- ・飛行安全管制及び飛行中断措置の主機能を機体側に有するかどうかにかかわらず、打上げ施設にはロケットの位置等を受信する無線設備を備えることができること。ただし、当該機能を有する無線設備を備えるその他の場所を使用する場合は、この限りでない。

い。また、ロケットから送信される信号の経路については人工衛星や航空機、気球等を経由してもよい。その場合は経由する人工衛星や航空機、気球等の情報の伝達経路を示すこと。

- 飛行中断を打上げ施設からの信号を受信する方法により行う場合においては、飛行中断措置のための信号を送信する無線設備を備えることができること。ただし、当該機能を有する無線設備を備えるその他の場所を使用する場合は、この限りでない。また、ロケットから送信される信号の経路については人工衛星や航空機、気球等を経由してもよい。その場合は経由する人工衛星や航空機、気球等の情報の伝達経路を示すこと。
- ロケットの位置等を受信するためや、飛行中断措置のための信号を送信するための無線設備をその他の場所を使用して行う場合は、当該無線設備に関する情報を示すこと。

6.4.2. 遅延時間の考慮

- 飛行中断の方法が地上からの信号を受信することにより行う場合：
飛行中断の実施を判断するために必要なロケットの位置情報等の信号受信、飛行中断のための信号の送信、計算機の処理時間や地上要員の判断時間等の遅延時間も含めて、安全であることを示すこと。
- 飛行中断の方法がロケット機体側で判断することにより行う場合：
打上げ施設においては特に該当する対象はない。

6.5. 重要なシステム等の信頼性及び冗長性

規則第八条（型式別施設安全基準）

- 五 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を構成する重要なシステム等に、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び多重化の措置が講じられていること。

審査基準

5 重要なシステム等の信頼性及び冗長性

- ロケットの飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する重要なシステム等については、95%の信頼水準又は同等の水準で信頼性が0.999以上であり、故障等があっても機能するよう多重化が施されていること。

6.5.1. 重要なシステム等

ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する重要なシステム等としては、以下に掲げる事項を対象とする。ただし、飛行中断が必要でないといえる期間にのみ使用するシステム等（アンテナなど）はこの限りでない。

- 飛行中断の方法が地上からの信号を受信することにより行う場合：
 - ・飛行中断の実施を判断するために必要なロケットの位置情報等を受信、処理及び表示するシステム等
 - ・ロケットに対して飛行中断のためのコマンドを送信するシステム等

- 飛行中断の方法がロケット機体側で判断することにより行う場合：
 - 打上げ施設においては特に該当する対象はない。

なお、本項で用いるシステム等の「等」は別のシステムではなく、当該機能を達成する手法がコンポーネント単体や部品単体である場合を意味する。

6.5.2. 信頼性及び多重化

6.5.1項において識別されたシステム等については、当該システムが確実に動作するよう多重化を施し、単一故障により安全上重要な機能を喪失することのない措置とすること。

また、上記多重化を含めた当該システム全体が以下のいずれかの水準において 0.999 以上の信頼度を満足することを評価するとともに、その根拠を示すこと。

- (1) 95%の信頼水準：統計学的に正確な信頼度（実証信頼度）の具体例を以下に示す。
 - ・多数の試験を行って導出した実証信頼度
 - ・購入品において、販売メーカーが提示している 95%の信頼水準の信頼度又は 95%以外の信頼水準で提示されている場合における 95%の信頼水準に変換した信頼度

- (2) 同等の水準：工学的に同等とみなせる信頼度（設計信頼度）の具体例を以下に示す。
 - ・MIL のハンドブック（MIL-HDBK-217F, DEPARTMENT OF DEFENSE HANDBOOK, Reliability Prediction of Electronic Equipment）等から導出した信頼度を 95%の信頼水準に変換した信頼度。なお、信頼度算出に使用される各種の係数については、数値の妥当性を評価した上で最適化してもよい。
 - ・市場に多数出回っている購入品において、障害数と稼働実績等から導出した信頼

度（場合により適切なマージンを考慮すること）

- ・ 構造体では 95%の信頼水準における材料強度の分布と使用条件等から導出する信頼度

なお、例えばロケットが指令破壊やエンジン停止といった複数の飛行中断手段を有している場合における信頼性及び多重化の基準の考え方を以下に示す。

- ・ 飛行中断が必要な全ての期間において一つの飛行中断手段 A が作動可能である場合は、当該飛行中断手段 A が信頼性及び多重化の基準の要件を満たすこと。
- ・ 飛行中断が必要な期間において、飛行中断手段 A と飛行中断手段 B の 2 つを有しており、それら各々が作動可能である期間が異なる場合は、当該飛行中断手段 A 及び B とが各々信頼性及び多重化の基準の要件を満たすこと。

また、重要なシステム等に関する信号の送受信については、妨害や乗っ取りの被害にあわないよう、適切な暗号化等の措置を講ずること。

さらに、電気系機器は指定された保管期間、使用回数（バッテリーの充放電の回数等）を超えてはならない。

7. 変更の認定等

法第十六条（適合認定）

2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 打上げ施設の場所（船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号）、構造及び設備
- 三 第十三条第一項の型式認定に係る型式認定番号又は外国認定を受けた旨
- 四 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法
- 五 その他内閣府令で定める事項

法第十七条（打上げ施設の場所等の変更）

法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

申請書類に記載された内容に変更が生じる場合は、変更する項目や変更の程度に応じて以下の変更の認定申請又は届出のいずれかを行う必要がある。認定申請と届出のいずれに該当するか明確に判断できない場合は、事前に事務局への相談を推奨する。

7.1. 変更の認定申請

7.1.1. 変更の認定申請の対象

法第16条第2項第2号又は第4号に関して変更を行う場合は、変更の認定申請が必要である。ただし、7.2項で示すように実質的な変更を伴わないものは除く。

7.1.2. 変更の認定申請の具体的な例

- ・ 保安物の保管場所の新設・移設

7.2. 変更の届出

規則第十七条（打上げ施設の場所等の変更の申請等）

- 三 法第十七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

7.2.1. 変更の届出の対象

以下のいずれかに該当する場合は、変更の届出が必要である。

- ・ 法第16条第2項第1号又は第5号に関して変更を行う場合
- ・ 同項第2号又は第4号に関して実質的な変更を伴わない場合

7.2.2. 変更の届出の具体的な例

- ・ 市町村の合併等による打上げ施設の住所の変更
- ・ 打上げに直接関わらないエリアにおける打上げ施設の拡張又は削減
- ・ 高压ガスの気蓄器の容量変更等、他法令にて許可等の取得が必要な変更
- ・ 申請書類の誤記の訂正

8. 本ガイドラインの見直し

打上げ施設に関する内容については、技術の進歩や国際的動向等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、今後の諸状況の変化を踏まえて、適切に見直しを行うものとする。